

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- ……………（環境局自然環境部水環境課）……………一
- 特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則……………二
- ……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………一

告示

- 都市計画の変更（四件）……………二
- ……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部交通企画課・街路計画課）……………二
- 平成二十三年東京都告示第三百四十五号（東京都自動車環境管理指針）の一部改正……………三
- ……………（環境局環境改善部自動車環境課）……………二
- 令和四年度都が広域的に処理する産業廃棄物の受入計画（環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）……………五
- ……………（環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）……………五
- 警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則……………七
- ……………（警視庁警務部警務課）……………七

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の十六第三項の表中「第二十七条第三項」を「第四十六条第三項」に改める。

第五条の十二第一項第三号中「立ち合わせる」を「立ち合わせる」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、検証主任者が前条第一項第五号若しくは第六号に規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者の立会いをもって検証主任者の立会いに代えることができる。

別表第二十 二の部(二)の款の表六価クロムの項中「〇・一」を「〇・〇四」に、「〇・二五」を「〇・一」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則

の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十五号

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則（昭和四十五年東京都規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項第一号に該当する場合で、消火活動その他の災害時の活動に従事したと認められるときは、一回につき八千円とする。

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則に規定する出場等により支給することとなった費用弁償で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の規定は、二歴日にわたる出場等にあつては、施行日以後に始まる出場等から適用し、施行日前から始まる出場等については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第三百七十八号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和四年三月十日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区（渋谷二丁目西地区）

二

関係図書の縦覧

東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）

二階北側）

●東京都告示第三百七十九号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和四年三月十日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づ

き東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目東地区）
中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地方内

二 関係図書の縦覧

東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）

●東京都告示第三百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市高速鉄道 第一号線本線

変更する部分
中央区日本橋小網町地内

二 関係図書の縦覧

東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側）

●東京都告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画道路 都市高速道路 第四号線分岐線

変更する部分
中央区日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地方内

二 関係図書の縦覧

東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）

●東京都告示第三百八十二号

平成二十三年東京都告示第三百四十五号（東京都自動車環境管理指針）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 中「条例」の次に「及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低騒音車及び同条第2号に規定する知事個別に定める乗用車に関する要綱（平成22年東京都告示第1610号）」を加える。

三〇 四 平成28年東京都告示第520号による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱(平成22年東京都告示第1610号)に規定する」や「平成28年度から令和3年度まで」

三〇 五 「特定低公害・低燃費車の導入割合」や「次のア及びイに掲げる割合」

ア 特定低公害・低燃費車の導入割合 令和4年東京都告示第239号による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項に規定する知事が別に定める自動車及び同条第5項に規定する知事が別に定める乗用車に換算する方法を定める要綱(平成22年東京都告示第1611号。以下「換算要綱」という。)に規定する換算後の低公害・低燃費車(以下「換算後の低公害・低燃費車」という。)に換算して30パーセント以上

(以下「換算後の乗用車」という。)に換算して20パーセント以上
三〇 六 「特定低公害・低燃費車」の及び知事が別に定める乗用車」

「アイドリング・ストップ装置搭載車の導入
「キー抜きロックの導入
「アイドリング・ストップ装置搭載車の導入

「アイドリング・ストップ装置搭載車の導入」

イ 条例第35条第2号に規定する知事が別に定める乗用車(以下「知事が別に定める乗用車」という。)の導入割合 換算要綱に規定する換算後の乗用車

(2) 自動車使用合理化の手法

大分類	小分類	内 容
正面の有効利用の促進	共同輸配送の促進	物資の集荷・仕分け・配送等の業務の共同化(積載効率・輸送効率の向上及び輸送距離・使用車両の削減)
	輸送能力の有効活用	効率的な輸配送推進のための大型車両の導入
	吊り荷の確保	輸送ロットの平準化による輸送能力の効率的な活用
	時間指定の改善	仕荷での荷物の確保(空車の削減)
	受注時間と配送時間のルーラ化	時間指定配送の弾力化の要請
	検品の簡略化	緊急配送をできるだけ避ける(即時配送の廃止)
	小口貨物の配送(宅配便等)における再配送の削減	検品レスやルーチン化による時間の短縮
	道後集積時の輸配送の見直し等	消費者等による配達予定日時、配達場所等の指定、空き配等の実施
	ベレット・荷姿・伝票等の標準化	朝タラシタイム時の配送を昼間配送に振替
	商品の標準化等	積載効率が低い土曜日・日曜日の車両使用の削減
	回送の削減	積み合わせや緊急にすため商品荷姿を標準化
	回送の削減	回送運行距離を最小限にするような車両の運用
自家転換	自家用貨物自動車による輸送から営業用貨物自動車による輸送への転換	
モーターシフトの推進	配達輸送の活用 運搬用自転車・二輪車等の活用 搬送等の活用	
自動車使用の抑制	鉄道、バス等の公共交通機関の利用 自転車シェアリングサービスの利用促進 ペイカー通勤の抑制(乗換促進と感染対策等のバランスの確保) カーシェアリングの利用促進 通勤用巡回バスの整備 テレワークやリモート会議の推進 事業用自動車の自宅持ち帰りの抑制 交通需要のピーク選択におけるシェアリなどの活用 配車システムの導入・拡大 求貨求車システムや車両停泊の空き状況と貨物のマッチングシステム等の活用 VICS(道路交通情報通信システム)搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避 ETC(無線通信)を利用して有料道路の通行料金支払いを行うシステム)の導入 駐車場スペース、接車スペース等の予約システムの活用 荷室の空き状況をリアルタイムで把握するシステムの活用 物流拠点への集約による輸送の効率化 荷さばき場、駐留車場所、運転手控室等の整備 荷待ち時間における路上駐停車の自粛 共同荷捌き場や大型ビルの前付配送の利用 ISO14001の認証を取得 エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得 グリーン経営認証の取得 東京都貨物輸送評価制度の評価取得 グリーン・エコプロジェクトへの参加 環境報告書の作成 ZEV(電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車)を導入している事業者を優先して活用 東京都貨物輸送評価制度で評価を受けている輸送事業者の活用 SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた積極的取組	
情報化の推進		
物流拠点や車両停泊場の整備等による環境への配慮		
環境マネジメントシステム等		

別記第一号様式その一を次のように改める。

別記
第1号様式 その1

自動車環境管理計画書

1 特定事業者の概要

特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
特定事業者に該当することとなった日	年 月 日
使用する自動車の台数	台
業種	

2 基本方針

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百八十三号

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）第十六条第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物の令和四年度の受入計画を次のとおり定める。

令和四年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域

二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表のとおり

三 受入量 年量八〇、〇〇〇トン

四 受入対象事業者

(一) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であつて、次に掲げるもの

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

- エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人
- (一)に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者
- (三) その他特に知事が受入れの必要があると認める者
- 五 処分方法 埋立処分
- 六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者
- 七 搬入者の遵守事項
 - (一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。
 - (二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。
 - (三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止措置を講ずること。
 - (四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産業廃棄物管理票を提出すること。
 - (五) 検査に必要な産業廃棄物の抜取りに協力すること。
 - (六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類	受入場所	受 入 基 準			
		個 別 基 準	共 通 基 準		
あらゆる事業活動に伴うもの	中央防波堤外側埋立処分場又は新海面処分場	無機性汚泥（建設汚泥を除く。）に限る。含水率85パーセント以下のもの 油分の含有率5パーセント以下のもの	1 無害なものに限る。 2 有害物質については、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）第1条に規定する基準に適合するもの 再生利用できないものに限る。	1 特別管理産業廃棄物でないこと（廃石綿等を除く。）。 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条1項に規定する農薬 (3) 油分（汚泥は、個別基準による。） (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの 3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。	
		燃 え 殻			熱しやく減量10パーセント以下のもの
		ば い じ ん			(1) 乾式にあつては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあつては、含水率85パーセント以下のもの
		鉞 さ い			中空の状態でないものであつて、破砕処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの
		金 属 く ず			中空の状態でないものであつて、破砕、切断等の処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。ただし、廃石綿等は、注2及び注3による。
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			(1) 中空の状態でないものであつて、破砕、切断等の処理をし、最大径15センチメートル以下のもの (2) 溶融加工処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの
		ゴ ム く ず			

注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。
 2 廃石綿等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号トに定めるものをいう。
 3 廃石綿等の搬入に当たっては、おおむね10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重にこん包すること。
 また、他の産業廃棄物と混載しないこと。
 4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等（かじり類）は、搬入できない。
 5 感染性医療廃棄物等（非感染性に処理した物を含む。）は、搬入できない。

規 則 (公)

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 24 日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

●東京都公安委員会規則第 3 号

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則 (昭和43年 6 月 13 日東京都公安委員会規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条 第 2 号 中 「、収容されている期間」の次に「、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている期間、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている期間」を加える。

別記様式第 16 号 (裏面) 中 「(株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫の担保に供する場合を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

